

内閣人第一九一號

起案

平成四年一〇月三日

裁可	決定
平成	平成
年	年
月	月
日	日

施行

平成	平成
年	年
月	月
日	日

内閣總理大臣

内閣官房長官

内閣總務官



内

閣

片山	國務大臣	坂口	國務大臣
森山	國務大臣	大島	國務大臣
川口	國務大臣	平沼	國務大臣
塩川	國務大臣	鴻池	國務大臣
遠山	國務大臣		



鈴木	扇	石破	國務大臣
谷垣	竹中	石原	國務大臣
甲斐	國務大臣	細田	國務大臣
中辰夫		福田	國務大臣



最高裁判所判事に任命する

検事長甲斐中辰夫

検事長に任命する

検事 坂井一郎

石弘之

浦部好

外務事務官 中村雄二

河村悦孝

特命全権大使に任命する

1丁

裁判所		本籍	現住所	出生地	年号	月	日	事項	氏名	旧氏名	年月日
年	月										
九	二〇	二五	八	七	一	二八	三九	三八	三七	中央大学法学部卒業 司法試験第二次試験合格	昭和十五年一月二日
九	四四	四二	三	四	四	三九	三八	三七	三	司法修習生を命ずる 司法修習生の修習終了	
一二	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	検事二級（横浜地方検察庁検事）に任命する 宮崎地方検察庁検事に配置換する	
										東京地方検察庁検察官事務取扱を命ずる 東京地方検察庁検察官事務取扱を免ずる	
										最高検察庁 法務省 最高裁判所 司法試験管理委員会	甲斐中辰夫

27

裁 判 所

裁判所										年号	月	日	事項	府名	甲斐中辰夫
昭和四五	昭和四六	昭和四七	昭和四八	昭和四九	昭和五〇	昭和五一	昭和五二	昭和五三	昭和五四						
東京地方検察庁検事に配置換する	千葉地方検察官事務取扱を命ずる	千葉地方検察官事務取扱を免ずる	千葉地方検察官事務取扱を命ずる	千葉地方検察官事務取扱を免ずる	千葉地方検察官事務取扱を命ずる	長野地方検察官事務取扱を命ずる	長野地方検察官事務取扱を命ずる	長野地方検察官事務取扱を命ずる	長野地方検察官事務取扱を命ずる	東京高等検察庁	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省
水戸地方検察官に配置換する	岡山地方検察官に配置換する	する	する	する	する	事務取扱の期間は昭和四十七年三月二十二日までと	事務取扱の期間は昭和四十七年三月二十二日までと	事務取扱の期間は昭和四十七年三月二十二日までと	事務取扱の期間は昭和四十七年三月二十二日までと	東京高等検察庁	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省
法務省	法務省	法務省	法務省	東京高等検察庁	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省						

3丁		裁判所			年号	月	日	事項	法院名
件	号	件	号	件					
〃	五四	〃	〃	〃	五二				
	四	六	五	三					
	一	五	一二	二五					
札幌地方検察庁検事に配置換する		千葉地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	東京地方検察庁検事に配置換する	千葉地方検察庁検察官事務取扱を免ずる					
〃		〃	東京高等検察庁	〃					

4丁												裁判所	
												年号	昭和五五
												月	三
												日	二五
リ 二			平成元		リ 一〇	リ 一	リ 一〇	リ 六二	リ 六〇	リ 五七	リ 内閣	札幌地方検察庁総務部長を命ずる	事項
リ 一〇			三		三	二五	二七	二五	三	二五	内閣	東京地方検察庁検事に配置換する	法務省
リ 一			二		二七	二五	二七	三	三	二五	内閣	内閣調査官に兼ねて任命する	内閣
千葉地方検察庁検事に配置換する	でとする	出張期間は平成元年三月十五日から同月二十八日まで	エジプト、ギリシャ、イタリア、スペイン、スイス及びフランスへ出張を命ずる	東京地方検察庁検事の併任を解除する	法務大臣官房營繕課長に充てる	東京地方検察庁検事に併任する	東京高等検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事の併任を解除する	法務省	リ 内閣	リ 内閣	リ 内閣	甲斐中辰夫

裁判所										年号	月	日	事項	法務省	府名
平成	四	五	六	七	八	九	一	二	三						
〃	〃	〃	〃	〃	八	九	一一	一一	一一	最高検察庁検事に配置換する	最高検察庁検事正に配置換する	一	千葉地方検察庁次席検事を命ずる	最高検察庁	千葉県
一	〃	一一	一	〃	一	一一	一一	一一	一一	名古屋高等検察庁検事に併任する	名古屋高等検察庁金沢支部勤務を命ずる	一	金沢地方検察庁検事正に配置換する	最高検察庁	岐阜県
一七	一七	三	一〇	二五	一	一一	一一	一一	一一	名古屋高等検察庁金沢支部長を命ずる	名古屋高等検察庁金沢支部勤務を命ずる	一	名古屋高等検察庁金沢支部勤務を命ずる	最高検察庁	岐阜県
最高裁判所	最高裁判所	東京高等検察庁	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員に併任する	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員に併任する	一	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員に併任する	最高裁判所	東京都							
最高裁判所	最高裁判所	法務省	最高裁判所	最高裁判所	一	最高裁判所	法務省	東京都							

甲斐中辰夫

裁判所		年号			月			日			事項			府名	
平成一〇	二	三	四	五	六	七	一七	最高検察庁検事に配置換する	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員を免ずる	法制審議会刑事法部会委員の併任を解除する	横浜地方検察庁検事正に配置換する	最高検察庁刑事部長を命ぜる	最高検察庁検事に配置換する	法務省	甲斐中辰夫
〃	〃	〃	一一	一一	一一	七	一一	東京地方検察庁検事正に配置換する	最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員を免ずる	法制審議会刑事法部会委員の併任を解除する	横浜地方検察庁検事正に配置換する	最高検察庁刑事部長を命ぜる	最高検察庁検事に配置換する	法務省	甲斐中辰夫
八	八	八	一一	一一	一一	二	二七	最高検察庁検事に任命する	最高検察庁検事に配置換する	最高検察庁検事に配置換する	最高検察庁検事に配置換する	最高検察庁検事に配置換する	最高検察庁検事に配置換する	法務省	甲斐中辰夫
二八	二七	二七	二六	二六	二六	二	高松高等検察庁検事長に補する	最高検察庁検事に任命する	最高検察庁検事に配置換する	最高検察庁検事に配置換する	最高検察庁検事に配置換する	最高検察庁検事に配置換する	最高検察庁検事に配置換する	法務省	甲斐中辰夫
司法修習生考試委員会委員を委嘱する	簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する	次長検事に任命する	高松高等検察庁検事長に補する	最高検察庁検事に任命する	最高検察庁検事に配置換する	最高検察庁検事に配置換する	最高検察庁検事に配置換する	最高検察庁検事に配置換する	最高検察庁検事に配置換する	最高検察庁検事に配置換する	最高検察庁検事に配置換する	最高検察庁検事に配置換する	最高検察庁検事に配置換する	法務省	甲斐中辰夫
最高裁判所	内閣	内閣	法務省	最高裁判所	最高裁判所	内閣	内閣	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	最高裁判所	法務省	甲斐中辰夫

7丁

裁判所

年号

月

日

事

項

序

甲斐中辰夫

平成一三

一一

五

中華人民共和国へ出張を命ずる

出張期間は平成十三年十一月十一日から同月十五日

までとする

検事長に任命する

東京高等検察庁検事長に補する

法制審議会委員の併任を解除する

司法修習生考試委員会委員の委嘱を解く

最高裁判所判事に任命する

最高裁判所

内閣

内閣

法務省

〃

一四

一

八

五

二

一〇

八

一〇

八

七

八

一〇

二

一〇

八

一〇

八

一〇

八

一〇

二

一〇

八

一〇

人事
印

法務省人検第2050号

平成14年10月1日

内閣総理大臣殿

法務大臣



下記のとおり人事異動を実施したいので、閣議の上、発令方願います。

なお、本件は、東京高等検察庁検事長甲斐中辰夫の最高裁判所判事への転出に伴い、その後任に広島高等検察庁検事長木藤繁夫を、その後任に法務総合研究所長坂井一郎をそれぞれ充てようとするものであります。

記

最高検察庁検事

法務総合研究所長 検事 坂井一郎

検事長に任命する

(平成14年10月7日付け)

1 丁		法務省						
年	月	日	出生地	本籍	氏名	旧氏名	出生年月日	昭和一七年五月三日
四〇	九	二五	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会	最高裁判所	坂井一郎	さか い 一 ろう	
四一	三	京都大学法学部卒業						
四二	四	司法修習生を命ずる						
四三	四	司法修習生の修習終了						
四四	五	検事二級（福岡地方検察庁検事）に任命する						
四五	六	鹿児島地方検察庁検事に配置換する						
一二	三	東京地方検察庁検察官事務取扱を命ずる						
一二	二五	東京地方検察庁検察官事務取扱を免する						
一	八	横浜地方検察庁検事に配置換する						
二三	一五	前橋地方検察庁検事に配置換する						
五〇	四九	西ドイツへ出張を命ずる						

2 丁				法務省		年 月 日	事項	法務省名	坂井一郎
五二	三	二五	東京地方検察庁検事に配置換する						
五三	四	七	法務事務官（法務大臣官房司法法制調査部付）に併任する						
"	"	一九	法制審議会幹事に併任する						
五五	三	二五	福岡地方検察庁検事に配置換する						
"	四	一	法務事務官（法務大臣官房司法法制調査部付）の併任を解除する						
五七	三	二五	法制審議会幹事の併任を解除する						
六〇	三	二五	東京地方検察庁検事に配置換する						
六一	三	二七	仙台地方検察庁刑事部長を命ずる						
六三	一	一三	東京地方検察庁検事に配置換する						
		委嘱する	昭和六三年度司法修習生考試につき司法修習生考試委員会考查委員を						
最高裁判所									

出張期間は昭和五〇年二月一〇日から同年七月一二日までとする

3 丁	法務省	年 月 日	事 項	法務省	坂井一郎
六	平成元年三月二八日	東京高等検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に併任する	東京地方検察庁検事に併任する	東京地方検察庁検事に併任する
四	二二	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に併任する	東京地方検察庁検事に併任する	東京地方検察庁検事に併任する
一	一一	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に併任する	東京地方検察庁検事に併任する	東京地方検察庁検事に併任する
六	一〇	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に併任する	東京地方検察庁検事に併任する	東京地方検察庁検事に併任する
四	九	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に併任する	東京地方検察庁検事に併任する	東京地方検察庁検事に併任する
五	八	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に併任する	東京地方検察庁検事に併任する	東京地方検察庁検事に併任する
四	七	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に併任する	東京地方検察庁検事に併任する	東京地方検察庁検事に併任する
三	六	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に併任する	東京地方検察庁検事に併任する	東京地方検察庁検事に併任する
四	五	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に併任する	東京地方検察庁検事に併任する	東京地方検察庁検事に併任する
五	四	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に併任する	東京地方検察庁検事に併任する	東京地方検察庁検事に併任する
六	三	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に併任する	東京地方検察庁検事に併任する	東京地方検察庁検事に併任する
一	二	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に併任する	東京地方検察庁検事に併任する	東京地方検察庁検事に併任する
一	一	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に併任する	東京地方検察庁検事に併任する	東京地方検察庁検事に併任する
一	四	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会幹事に任命する	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会幹事に任命する	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会幹事に任命する	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会幹事に任命する
一	三	東京高等検察庁検事に配置換する	東京高等検察庁検事に配置換する	東京高等検察庁検事に配置換する	東京高等検察庁検事に配置換する
一	二	東京高等検察庁公判部長を命ずる	東京高等検察庁公判部長を命ずる	東京高等検察庁公判部長を命ずる	東京高等検察庁公判部長を命ずる
一	一	東京地方検察庁公安部長を免ずる	東京地方検察庁公安部長を免ずる	東京地方検察庁公安部長を免ずる	東京地方検察庁公安部長を免ずる
一	四	最高裁判所公判部長を命ずる	最高裁判所公判部長を命ずる	最高裁判所公判部長を命ずる	最高裁判所公判部長を命ずる
一	三	東京高等検察庁公安部長を命ずる	東京高等検察庁公安部長を命ずる	東京高等検察庁公安部長を命ずる	東京高等検察庁公安部長を命ずる
一	二	東京高等検察庁公判部長を命ずる	東京高等検察庁公判部長を命ずる	東京高等検察庁公判部長を命ずる	東京高等検察庁公判部長を命ずる
一	一	最高裁判所公判部長を命ずる	最高裁判所公判部長を命ずる	最高裁判所公判部長を命ずる	最高裁判所公判部長を命ずる

4丁		法務省				事項	最高裁判所名
年	月	日	平成六	五	三〇		
"	一二	一五	最高検察庁検事に配置換する	東京高等検察庁刑事部長を命ずる	東京高等検察庁刑事規則制定諮問委員会幹事を免ずる		
			法務省矯正局長に充てる	法務省矯正局長を命ずる	法務省矯正局長を免ずる	法務省	最高裁判所
			法務総合研究所福岡支所長の併任を解除する	法務総合研究所福岡支所長を命ずる	法務総合研究所福岡支所長を免ずる	法務省	最高裁判所
"			福岡高等検察庁検事の併任を解除する	福岡高等検察庁検事に併任する	福岡高等検察庁検事に併任する	法務省	最高裁判所
				福岡高等検察庁那覇支部勤務を命ずる	福岡高等検察庁那覇支部勤務を命ずる	法務省	最高裁判所
				福岡高等検察庁那覇支部長を命ずる	福岡高等検察庁那覇支部長を命ずる	法務省	最高裁判所
				福岡高等検察庁次席検事を命ずる	福岡高等検察庁次席検事を命ずる	法務省	最高裁判所
				法務総合研究所福岡支所長に併任する	法務総合研究所福岡支所長に併任する	法務省	最高裁判所
				福岡高等検察庁検事の併任を解除する	福岡高等検察庁検事の併任を解除する	法務省	最高裁判所

坂井一郎

5 丁	法務省										坂井一郎
	年	月	日	事			項				
一一	平成一〇	一	八	刑務共済組合運営審議会委員を命ずる			法	務	省	内閣	
一二	二	九	一二	第一四二回国会政府委員を命ずる			法	務	省	内閣	
一二	六	一九	一二	青少年問題審議会幹事に任命する			法	務	省	内閣	
一二	八	一九	一二	法制審議会少年法部会委員に併任する			法	務	省	内閣	
一二	九	一九	一二	第一四三回国会政府委員を命ずる			法	務	省	内閣	
一二	二九	一九	一二	力ナダへ出張を命ずる			法	務	省	内閣	
一一	一一	二七	一二	出張期間は平成一〇年一〇月一七日から同月二五日までとする			法	務	省	内閣	
一一	一一	二七	一二	第一四四回国会政府委員を命ずる			法	務	省	内閣	
一一	一一	二七	一二	法制審議会幹事に併任する			法	務	省	内閣	
一一	二一	二一	一二	第一四五回国会政府委員を命ずる			法	務	省	内閣	
一一	二一	二一	一二	法務大臣官房審議官（矯正局担当）欠員につき同審議官事務取扱を			法	務	省	内閣	
一一	九	二一	一二	命ずる			法	務	省	内閣	
一一	八	一〇	一一	事務取扱の期間は平成一一年三月三一日までとする			法	務	省	内閣	
一一	八	一〇	一一	中華人民共和国へ出張を命ずる			法	務	省	内閣	
一一	二二	二二	一一	出張期間は平成一一年一〇月二三日から同月三〇日までとする			法	務	省	内閣	
一一	二二	二二	一一	出張命令変更 中華人民共和国へ出張を命ずる			法	務	省	内閣	
一一	一一	一一	一一	出張期間は平成一一〇月二三日から同年一一月二日までとする			法	務	省	内閣	
一一	一一	一一	一一	横浜地方検察庁検事正に配置換する			法	務	省	内閣	

6 丁

法務省

年 月 日

事

項

坂井一郎

法務省

平成一二 二 一

刑務共済組合運営審議会委員を免ずる
法制審議会少年法部会委員の併任を解除する

一三 五 二一

最高検察庁検事に配置換する
法務総合研究所長に充てる

〃 〃 〃 三一 二一 六 二一 八 二二 一〇 九

最高裁判所
法務省

簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する

司法修習生考試委員会委員を委嘱する

最高裁判所
法務省

中華人民共和国へ出張を命ずる

最高裁判所
法務省出張の期間は平成一三年九月三日から同月八日までとする
ヴィエトナムへ出張を命ずる最高裁判所
法務省出張期間は平成一三年一〇月一〇日から同月一七日までとする
タイ及びラオスへ出張を命ずる最高裁判所
法務省

出張期間は平成一四年二月二七日から同年三月八日までとする

最高裁判所
法務省

ウズベキスタンへ出張を命ずる

最高裁判所
法務省

出張期間は平成一四年九月三日から同月一〇日までとする

最高裁判所
法務省

外人第10746号
平成14年10月1日

内閣総理大臣 小泉純一郎

外務大臣 川口順子



閣議決定人事について

別紙のとおり発令を願います。

外務省

特命全権大使に任命する

(東京大学大学院教授)

石 弘 之

(元内閣官房副長官補)

浦 部 和 好

(国際部長) 参議院参事 中 村 雄 二

(国際協力銀行理事)

河 村 悅 孝

(以上 10月 7日付発令)

おって、石にはザンビア国駐箚、浦部にはエジプト国駐箚、中村にはスイス国駐箚、
河村にはモロッコ国駐箚を命ずる。

履

歴

書

本籍

氏名
旧氏名

石弘之

出生年月日
昭和一五年五月二八日生

出生地

省庁名

事項

年号
昭和四〇年号
昭和一五年五月二八日生年号
月
昭和四〇
三

日

東京大学教養学部教養学科卒業
朝日新聞東京本社に採用する

(静岡、長野支局員)

東京本社科学部員を命ずる

東京本社外報部員を命ずる

移動特派員を命ずる(～九月)

バンクーバー特派員を命ずる

ニューヨーク特派員を命ずる

五四

五三
四九四七
四四四八
四四四八
四四昭和四〇
三

四

外務省

年号	月	日	事項			省庁名
			昭和五八	一	一	
平成六	二	一〇	六〇	二	七	東京本社科学部次長に昇任させる 上級顧問を命ずる
平成六	二	一〇	六二	一〇	七	東京本社編集委員に配置換する アフリカ駐在（ナイロビ）編集委員に配置換する（～六二・七）
八	七	一	六二	一〇	七	東京本社編集委員に配置換する
四	六	一	平成六	二	三	ブリティッシュ・コロンビア大学客員教授に任命する（～七・三）
（三）			朝日新聞退社	国際協力事業団参与を命ずる（～現職）	東京大学大学院総合文化研究科教授に任命する（～一・三）	外務省

履歷書

年号	月	日	事項	省庁名
昭和四六	五	二八	中近東アフリカ局アフリカ課勤務を命ずる	
四八	七	二五	情報文化局国内広報課勤務を命ずる	
四九	四	一	経済協力局技術協力第二課勤務を命ずる	
五〇	一	二四	経済協力局勤務を命ずる（開発協力室）	
五一	七	一	経済協力局開発協力課勤務を命ずる	
五三	七	一	在メキシコ日本国大使館在勤を命ずる	
五五	一一	一	在フランス日本国大使館に配置換する	
五七	七	一〇	経済局国際経済第一課に配置換する	
五九	一	一	経済協力局経済協力第二課長に昇任させる	
六二	六	一八	在タイ日本国大使館に配置換する	
七		一	参事官を命ずる	
三		一	在大韓民国日本国大使館に配置換する	

年号	月	日	事項	省庁名
平成元	三	一七	警察視長に任命する	
八	八	四	富山県警察本部長を命ずる	
一六	二六	一	警察庁警務局付を命ずる	
一一	九	七	外務事務官（大臣官房）に転任させる	
八	八	八	大臣官房外務参事官に昇任させる	
一一	九	七	在ストラスブール日本国総領事館に配置換する	
一一	九	七	総領事を命ずる	
一一	九	七	欧亜局長に配置換する	
一一	九	七	大臣官房に配置換する	
一一	九	七	外務大臣官房長に配置換する	
一一	九	七	特命全権大使に任命する	

年号	月	日	事項		省庁名
			事	項	
平成一一	八	一六	バングラデシュ国駐箚を命ずる		
一三	一	一六	願に依り本官を免ずる		
	五	一六	内閣官房副長官補に任命する		
	六	一六	インドシナ難民対策連絡調整会議事務局局長を命ずる		
	四	一六	願に依り本官を免ずる		
	二六	一六	内閣官房副長官補に任命する		
一四	七	一六	インドシナ難民対策連絡調整会議事務局局長を免ずる		
一〇	一	一六	願に依り本官を免ずる		

外務省

履歷書

年号	月	日	事項	省庁名	本籍	
					氏名	旧氏名
昭和四〇	九	一六	外務公務員採用上級試験合格		出生年月日	昭和一九年九月五日生
四一	三	東京大学法学部中退				
四二	一	外務事務官に任命する				
四三	六	条約局勤務を命ずる				
四四	二七	在ドイツ日本国大使館在勤を命ずる				
四五	一	外交官補を命ずる				
四五	一	在ベルリン日本国総領事館在勤を命ずる				
四六		副領事を命ずる				

年号	月	日	事項	省庁名												
					昭和四六	四八	五一	五三	五六	五六	五三	五一	五二	五〇	四九	四七
平成二	六三	七	在オーストリア日本国大使館在勤を命ずる 条約局国際協定課勤務を命ずる	外務省	八	八	一〇	一〇	一	一	一	一	一	一〇	八	二〇
	一	一	在インド日本国大使館に配置換する 在インド日本国大使館に配置換する		二七	六〇	一〇	一〇	一一							
			内閣法制局参事官（第三部）に昇任させる 外務事務官（欧亜局東欧課長）に転任させる		五八	五八	五八	五八	五八	五八	五八	五八	五八	五八	五八	五八
			在ドイツ連邦共和国日本国大使館に配置換する 参事官を命ずる		六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇
			在ドイツ民主共和国日本国大使館に配置換する 在ドイツ民主共和国日本国大使館に配置換する		六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三
			ドイツ民主共和国駐箚特命全権大使を補佐しドイツ民主共和 国に在勤する期間公使の名称を与える		四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七

外務省

年号	月	日	事項	省庁名
平成三	二	一五	在オーストリア日本国大使館に配置換する	
			オーストリア国駐箚特命全権大使を補佐しオーストリア国に	
			在勤する期間公使の名称を与える	
	四	八	在フランスフルト日本国総領事館に配置換する	
	九	八	在シドニー日本国総領事館に配置換する	
	八	一	大臣官房審議官に昇任させる	
	九	一	内閣調査官（内閣官房内閣情報調査室次長）に併任する	
	一	一	在シドニー日本国総領事館に配置換する	
	二	四	参議院参事に任ずる	
一四	一〇	六	國際部長を命ずる	
			外務事務官（大臣官房）に転任させる	外務省

履歴書

外務省							本籍			
	出生地	年号	月	日	事項	省庁名		氏名	旧氏名	河村悦孝
	昭和三八	三	二八	東京大学法学部第二類卒業			出生年月日	昭和一六年三月三一日生		
	四一	四	二五	パリ大学法学部大学院公法課程修了						
	四二	八		外務公務員採用上級試験合格						
	四三	四		外務事務官に任命する						
	四五	七		大臣官房勤務を命ずる						
	一	一		欧亜局勤務を命ずる（西欧課）						
				在フランス日本国大使館在勤を命ずる						
				外交官補を命ずる						

年号	月	日	事	項	省庁名
昭和四五	七	一	三等書記官を命ずる		
四七	一二	一一	大臣官房勤務を命ずる（総務参事官室）		
四九	六	三	条約局法規課勤務を命ずる		
五二	一	一〇	中近東アフリカ局中近東第二課に配置換する		
五三	七	一	在ザイール日本国大使館に配置換する		
五五	一一	一	一等書記官を命ずる		
五八	二	一	歐州共同体日本政府代表部に配置換する		
五九	二	一〇	アジア局南東アジア第二課に配置換する		
六一	八	一	アジア局南西アジア課長に昇任させる		
六二	七	一	大臣官房儀典官に配置換する		
平成元			在フランス日本国大使館に配置換する		
一二			在イラン日本国大使館に配置換する		
一			参事官を命ずる		

外務省

年号	月	日	事項			省庁名
			月	日	事項	
平成四	一	一〇	大臣官房に配置換する			
			大臣官房外務参事官に配置換する			
	五	三	条約局に併任する			
	五	五	アジア局に併任する			
	八	一〇	条約局の併任を解除する			
	六	八	総合外交政策局に併任する			
	一	一〇	アジア局の併任を解除する			
	八	一	在大韓民国日本国大使館に配置換する			
	八	一	参事官を命ずる			
	八	一	公使の名称を与える			
	八	一	在ベルギー日本国大使館に配置換する			
	八	一	大韓民国駐箚特命全権大使を補佐し大韓民国に在勤する期間			
外務省			ベルギー国駐箚特命全権大使を補佐しベルギー国に在勤する			

外務省

年号	月	日	事項	省庁名
平成一〇	九	一〇	期間公使の名称を与える	
			特命全権大使に任命する	
			セネガル国駐箚を命ずる	
	一一	二七	兼ねてカーボ・ヴエルデ国ガンビア国マリ国モーリタニア国	
	一二	三	駐箚を命ずる	
	九	七	兼ねてギニア・ビサオ国駐箚を命ずる	
	八	八	セネガル国兼カーボ・ヴエルデ国ガンビア国ギニア・ビサオ	
	一〇	一九	国マリ国モーリタニア国駐箚を免ずる 願に依り本官を免ずる	
			国際協力銀行理事に任命する	

閣 議 言 発 明 メ モ

閣議日 平成14年10月4日(金)
発令日 平成14年10月7日(月)

●特命全権大使に任命する
ザンビア国駐箚を命ずる

(東京大学大学院新領域創成科学研究科教授)

石 弘 之

石 弘 之 → ザンビア国駐箚
14. 10. 4 文部科学教官辞職 五月女 光 弘
14. 9. 20 命歸朝 待命予定

●特命全権大使に任命する
エジプト国駐箚を命ずる

(元内閣官房副長官補)

浦 部 和 好

浦 部 和 好 → エジプト国駐箚
14. 10. 1 免内閣官房副長官補 須藤 隆 也
14. 9. 20 命歸朝 待命予定

●特命全権大使に任命する
スイス国駐箚を命ずる

参議院参事(国際部長)

中 村 雄 二

中 村 雄 二 → スイス国駐箚
14. 10. 6 外務省(大臣官房)予定 國松 孝 次
14. 10. 3 命歸朝 退官予定

●特命全権大使に任命する
モロッコ国駐箚を命ずる

(国際協力銀行理事)

河 村 悅 孝

河 村 悅 孝 → モロッコ国駐箚
14. 10. 6 国際協力銀行理事辞職予定 佐藤 裕 美
14. 10. 1 命歸朝 退官予定